

平成27年（2015年）第1回

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会
2月定例会会議録

2月13日（金）

午前10時02分 開会

午後2時04分 閉会

平成27年2月13日（金曜日）午前10時02分開議

○出席議員

1番、大石行英 議員	2番、垣花健志 議員
	4番、新里 嘉 議員
5番、亀里敏郎 議員	6番、佐事安夫 議員
7番、比屋根陽文 議員	8番、前田千尋 議員
	10番、城間 勇 議員
	12番、石原昌雄 議員
13番、高橋 真 議員	14番、松田久男 議員
15番、瀬長 清 議員	16番、宇江原総清 議員
17番、銘苺良二 議員	
19番、伊佐真次 議員	20番、松長康二 議員
21番、太田 晃 議員	22番、比嘉盛一 議員
23番、山城康弘 議員	24番、伊敷幸昌 議員
25番、宮城弘子 議員	

○欠席議員

3番、仲宗根宗弘 議員 9番、崎元俊男 議員 11番、石嶺邦雄 議員 18番、宮崎豊 議員

○説明のため出席した者

広域連合長	島袋俊夫			
副連合長	古堅國雄			
副連合長	仲間 一			
事務局長	森東清正			
総務課	課長 池原善達	副主幹	新垣光信	
管理課	課長 外間孝明	副主幹	山内昌直	副主幹 伊川晶子
	主査 宜野座嗣也	主査	上間 泉	
事業課	課長 岸本久博	副主幹	徳田千賀子	副主幹 仲嶺真晶
	副主幹 與儀 直			
会計室	室長 謝敷宗規			

○職務のため出席した者

書記	安次嶺美妃
書記	本村拓美

平成27年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会議事日程

開 会 平成27年2月13日

閉 会 平成27年2月13日 会期1日間

日 程	議 案	番 号	
			開 会
1			会議録署名議員の指名について
2			会期の決定について
3			議長諸般の報告
4			沖縄県後期高齢者医療広域連合長行政報告
5	承 認	1	専決処分の報告及び承認を求めることについて（沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
6	議 案	1	沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
7	議 案	2	沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について
8	議 案	3	平成26年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）について
9	議 案	4	平成27年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
10	議 案	5	平成27年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について
11	議 案	6	沖縄県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について
12			一 般 質 問
13			閉会中の継続審査について
			閉 会

(午前10時02分 開会)

○議長(宮城弘子)

おはようございます。

これより平成27年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

○議長(宮城弘子)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付しているとおります。

○議長(宮城弘子)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において1番大石行英議員、2番垣花健志議員を指名いたします。

○議長(宮城弘子)

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日2月13日の1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

異議なしと認めます。

よって、会期は2月13日の1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、配付いたしました議事日程表のとおりであります。

○議長(宮城弘子)

日程第3、議長の諸般の報告を行います。

3番仲宗根宗弘議員、9番崎元俊男議員、18番宮崎豊議員から、本日は欠席する旨の届出がありました。

次に、1月22日付けで沖縄県後期高齢者医療広域連合長から議案書の送付があり、その中には7月から12月までの例月出納検査の結果がお手元に配付されておりますので、後ほどご確認ください。

○議長(宮城弘子)

日程第4、沖縄県後期高齢者医療広域連合長より行政報告の申し入れがありますので、発言を許します。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

おはようございます。

それでは、平成27年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会の定例会開会にあたりまして、行政報告を申し上げます。

前回の定例会が昨年8月15日に開催されておりますので、その日以降、今日までの高齢者医療行政につきまして、概要をご報告申し上げます。

まず、9月4日に九州地区の後期高齢者医療広域連合協議会に、新たに「保健事業部会」と「療養費部会」が設置されました。今後、保健事業の推進と療養費の適正化のため、九州地区の担当者が連携をして調査研究をしていくことになりました。

次に、後期高齢者を対象とする「長寿健康教室」が10月10日に北中城村で、10月22日に那覇市で、それぞれ開催をされました。多くの高齢者の参加のもと、生活習慣の改善、食事、運動の実技指導などが行われております。

今後も広域連合の大きな目標であります健康長寿の推進を図ってまいります。

また、11月14日には広域連合議会の議員の改選に伴い、臨時議会が開催され、新たに議長として、名護市の宮城弘子議員、副議長として嘉手納町の石嶺邦雄議員が選任されております。また、監査委員にも、新たに八重瀬町の比屋根陽文議員が選任されました。

広域連合議会も、新体制としてスタートすることになりました。

さらに、今年1月15日には、当広域連合の諮問機関であります、沖縄県後期高齢者医療制度運営懇話会が開催をされております。

今回は、平成27年度の新年度予算や社会保障・税番号制度の概要、今後、廃止が予定されている保険料の軽減特例制度についての説明を行い、ご意見を伺ったところであります。

最後に、この間の大きな改善事項といたしましては、これまで任意でありました肺炎球菌ワクチン接種が、平成26年10月に定期予防接種化されております。

肺炎球菌ワクチンの定期予防接種化につきまして

ては、これまでも本議会で、幾度となく、多くの議員から一般質問等において取り上げられており、その有効性についても言及されておりました。

それに対応しまして、肺炎球菌ワクチンの定期予防接種化の問題は、これまで、広域連合の九州地区協議会、さらには全国協議会でも、重要な要望事項として議論されております。

平成24年度の全国広域連合協議会において、国への要望事項として採択をされております。

その後も、継続して要望していたものが、平成26年10月に定期予防接種として制度化されたものであります。

今後は、市町村の定期予防接種として、実施されていくこととなりますが、高齢者の健康長寿に向けて大きな前進ではないかと考えております。

以上、これまでの広域連合の行政報告を申し上げます。

本日の定例会には、専決処分の報告承認1件、条例改正案2件、補正予算案1件、新年度予算案2件、指定金融機関の指定についてが1件の、合計7件の議案等を提出しておりますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長より行政報告が終わりました。

○議長(宮城弘子)

日程第5、承認第1号、専決処分の報告、及び承認を求めることについて、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)。

地方自治法第179条第1項の規定により、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成27年2月13日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、担当より説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮城弘子)

池原善達総務課長。

○総務課長(池原善達)

おはようございます。総務課長の池原でございます。よろしくお願いいたします。

承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の条例改正は、平成26年人事院勧告及び沖縄県人事委員会の給与勧告並びに構成市町村の給与改定等を考慮し、平成26年12月1日から施行されることを受けて、専決にて条例を改正いたしました。

改正内容につきまして、新旧対照表8ページをお開きください。

第17条の通勤手当について、第2項第2号イ中「4,100円」を「4,200円」に改め、同号ウ中「6,500円」を「7,100円」に改め、同号エ中「8,900円」を「1万円」に改め、同号オ中「1万1,300円」を「1万2,900円」に改め、同号カ中「1万3,700円」を「1万5,800円」に改め、同号キ中「1万6,100円」を「1万8,700円」に改め、同号ク中「1万8,500円」を「2万1,600円」に改め、同号ケ中「2万900円」を「2万4,400円」に改め、同号コ中「2万1,800円」を「2万6,200円」に改め、同号サ中「2万2,700円」を「2万8,000円」に改め、同号シ中「2万3,600円」を「2万9,800円」に改め、同号ス中「2万4,500円」を「3万1,600円」に改め、引き上げいたします。

10ページをお開きください。

第24条の勤勉手当について、第2項中「67.5」を「82.5」に、「87.5」を「102.5」に改めます。この改正により、12月期の勤勉手当の額が一般職、管理職ともに0.15月分の引き上げとなります。

同じく10ページからの別表、行政職給与表について1級から3級については全号給を、4級については83号まで、5級は75号まで、6級は67号ま

で、7級では55号までを改め、引き上げしております。

給与表につきましては、若年層に重点をおいた改正内容となっております。全体では0.24%の引き上げ改定となっております。

7ページをお開きください。

附則第1項、この条例は、公布の日から施行する。

第2項、この条例による改正後の沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例、(以下「改正後の給与条例」と言う)。第17条第2項第2号及び別表の規定は、平成26年4月1日から適用する。

第3項、改正後の給与条例を適用する場合には、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明がありました。

これより本案に対する質疑を許します。

佐事安夫議員、どうぞ。

○佐事安夫議員

1点だけ質疑をします。

中身については、説明したとおりで、そのとおりだと思いますけれども、これを行った結果、実際、職員がかかわってくるわけですから、どういう影響が、どれだけの結果が、どういう形になるのかという具体的な説明をお願いします。

○議長(宮城弘子)

池原善達総務課長。

○総務課長(池原善達)

ただいまの質疑の、この条例改正による影響についてでございますが、通勤手当につきましては、年間支給額で全体で45万円ほどの増となる見込みでございます。

給料表改定により年間の給料支給額は、改正前と比較し、広域連合全体で40万5,109円増の9,644万円余りの増となる見込みでございます。

管理職手当のほうで年間4,000円余りの増、6月

期末勤勉手当で7万円の増を見込んでございます。

勤勉手当の0.15月分の引き上げでございますが、勤勉手当の支給率の引き上げにより改正前と比較し、広域連合全体で138万円程度の増を見込んでおります。以上でございます。

○議長(宮城弘子)

佐事安夫議員。

○佐事安夫議員

増額はわかりましたけれども、対象となる職員はどのような形の内容になっているのかということをお伺いします。

○議長(宮城弘子)

池原善達総務課長。

○総務課長(池原善達)

この条例改正の適用による対象となる職員につきましては、派遣職員27人が対象でございます。

○議長(宮城弘子)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

これをもって質疑を終結いたします。

○議長(宮城弘子)

続きまして、本案に対する討議に移ります。

討議はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(宮城弘子)

これより承認第1号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第6、議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成27年2月13日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

提案理由。

後期高齢者医療制度における保険料軽減措置を継続するために、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要があるためであります。

なお、詳細につきましては、担当より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

おはようございます。管理課長の外間です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の17ページをお開きください。

沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、平成19年沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第32号の一部を次のように改正する。

附則第14条(見出しを含む。)中「平成26年度」を「平成27年度」に改める。

附則第15条(見出しを含む。)中「平成26年度」を「平成27年度」に改める。

附則第16条(見出しを含む。)中「平成26年度」を「平成27年度」に改める。

附則。この条例は、平成27年4月1日から施行する。

それでは、18ページの新旧対照表でご説明いたします。

右が改正前、左が改正後になります。

附則第14条、見出しを含みます。「平成26年度」を「平成27年度」に改めます。これは保険料の各軽減適用の継続にかかるものでございます。

次に附則第15条、見出しを含みます。「平成26年度」を「平成27年度」に改めます。これは被扶養者であった被保険者にかかる保険料の均等割額について、5割軽減から9割軽減への適用を引き続き継続するものでございます。

附則第16条、見出しを含みます。「平成26年度」を「平成27年度」に改めます。これは7割軽減から8.5割軽減への適用を引き続き継続するものでございます。

以上の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と管理課長より説明が終わりました。これより本案に対する質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、本案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(宮城弘子)

これより議案第1号について、採決いたします。本案は原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

日程第7、議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正

する条例について。

上記の議案は別紙のとおり提案する。

平成27年2月13日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

提案理由。

国の後期高齢者医療制度臨時特例基金の管理、運用、取崩し等に関する事業の実施期限の延長に伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する必要があるためであります。

なお、詳細につきましては、担当より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

池原善達総務課長。

○総務課長(池原善達)

議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の条例改正は、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の執行期限を延長することに伴い、基金条例の附則を改正する内容となっております。

この条例は、保険料の軽減をするための臨時特例交付金を基金へ積み立て、軽減の財源に充てることを定めた条例であります。

新旧対照表22ページもご参照ください。

21ページのほうをご覧ください。

沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例。沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例(平成20年4月1日、沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附則(平成27年2月13日条例第2号)。

(施行期日)この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

○議長(宮城弘子)

これより本案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(宮城弘子)

これより議案第2号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

日程第8、議案第3号、平成26年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第3号、平成26年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)。

平成26年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ431万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,367億3,813万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年 2月13日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、担当より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

池原善達総務課長。

○総務課長(池原善達)

議案第3号、平成26年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

歳入歳出とも補正前の額1,367億4,244万9,000円から補正額431万5,000円減額し、1,367億3,813万4,000円といたします。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。議案書の32、33ページをお開きください。

まず、歳入の補正についてご説明いたします。

2款2項国庫補助金、3目医療費適正化等推進事業費補助金、301万1,000円の減額、医療費適正化等推進事業費補助金における保険料収納対策事業にかかる厚生労働省内示額の減額に伴い減しております。

4款1項1目後期高齢者交付金469万6,000円の増額、過年度分の負担対象額等変更に伴う追加交付分となります。

5款1項1目特別高額医療費共同事業交付金、600万円の減額。国保中央会からの特別高額医療費共同事業拠出金額の決定通知に基づき、歳出の4款特別高額医療費共同事業拠出金と同額を減しております。

以上が歳入になります。

続きまして、歳出について34、35ページをお開きください。

1款総務費2項賦課徴収費301万1,000円の減額。歳入のほうでご説明しました保険料収納対策事業に対する国庫補助金の減額に伴い減しております。

36、37ページをお開きください。

4款特別高額医療費共同事業拠出金600万円の減額、国保中央会からの拠出金額決定通知に基づき減額しております。

38、39ページをお開きください。

9款予備費469万6,000円の増額、歳入のほうでご説明いたしました過年度分の後期高齢者交付金について予備費に充当し、増額しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

○議長(宮城弘子)

これより本案に対する討論に移ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(宮城弘子)

これより議案第3号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第9、議案第4号、平成27年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第4号、平成27年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算。

平成27年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条歳入歳出予算の総額はそれぞれ11億8,585万円とする。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成27年2月13日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、担当より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

池原善達総務課長。

○総務課長(池原善達)

議案第4号、平成27年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案について、ご説明いたします。

平成27年度の一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,585万円として計上してございます。

対前年度比9億4,557万8,000円の増となっております。

主な歳入についてご説明いたします。

議案書の50、51ページ、事項別明細書をお開きください。

1款分担金及び負担金、一般会計にかかる市町村の共通経費分として2億4,100万円を計上しております。対前年度比で10.4%増となっております。主に人件費として使われます。市町村ごとの共通経費の分賦金は広域連合規約第17条、別表第3により均等割額10%、高齢者人口割50%、及び人口割40%として各市町村の負担すべき額を算定しております。

2款国庫支出金1項1目国庫負担金は費目存置です。

2項国庫補助金9億4,451万9,000円、前年度の費目存置から大幅増となっております。これは高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が平成26年度から現年度交付となったことにより、前年度までは補正予算で対応していたものを、当初予算に計上したことによる増となっております。

3款県支出金は1項の県負担金2項の県補助金等も費目存置です。

4款財産収入は、高齢者医療制度臨時特例基金利子として26万7,000円を計上しております。

5款繰越金は費目存置。

6款諸収入は6万円で預金利子です。

続きまして、主な歳出についてご説明いたします。55、56ページをお開きください。

1款議会費として議員報酬、費用弁償等399万円を計上しております。年2回の定例会及び1回の臨時会分となっております。

57、58ページをお開きください。2款総務費として11億7,686万2,000円を計上しております。対前年度比で9億4,734万6,000円の増となっております。増額の主な要因といたしましては、歳入のほうでもご説明いたしました、59ページの25節、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金の財源となる臨時特例交付金が現年度交付となったことにより、基金積立金として9億4,478万8,000円を計上したことによるものでございます。

61、62ページをお開きください。2項選挙費として前年同額の4万4,000円を計上しております。

63、64ページをお願いいたします。3項監査委員費は監査委員にかかる報酬、旅費及び需用費として78万5,000円を計上しております。

65、66ページをお願いいたします。3項公債費は費目存置です。

67、68ページをお開きください。4款予備費として499万7,000円を計上しております。

以上が、平成27年度広域連合一般会計予算の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

○議長(宮城弘子)

これより本案に対する討論に移ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(宮城弘子)

これより議案第4号について、採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

日程第10、議案第5号、平成27年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第5号、平成27年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算。

平成27年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,356億4,195万9,000円とする。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)。

第2条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、100億円と定める。

(歳出予算の流用)。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年2月13日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、担当より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

池原善達総務課長。

○総務課長(池原善達)

議案第5号、平成27年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算案について、ご説明いたします。

平成27年度の特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ1,356億4,195万9,000円として計上しております。対前年度比27億1,450万3,000円、2%の増となっております。

歳入についてご説明いたします。事項別明細書80、81ページをお開きください。

1款市町村支出金220億9,527万1,000円、前年度比6億5,092万8,000円、3%増となっております。

1項1目事業費負担金は4億7,200万円。

広域連合規約第17条別表第3により、均等割額10%、高齢者人口割50%及び人口割40%として構成41市町村からの事務費負担金となっております。

2目保険料等負担金111億6,242万7,000円。

1節保険料市町村負担金80億4,402万9,000円。低所得者等の保険料軽減分29億1,328万6,000円。

2節滞納繰越分保険料2億511万2,000円。

3目療養給付費負担金104億6,084万4,000円。12分の1の市町村定率負担分となっております。

2款国庫支出金439億6,837万円、前年度比10億6,472万6,000円、2.5%増となっております。

1項1目療養給付費負担金313億8,253万1,000円、12分の3の国の定率負担分となっております。

2目高額医療費負担金7億221万1,000円。高額医療費負担対象額に対する4分の1を国が負担いたします。

2項国庫補助金1目調整交付金117億8,268万円。

2目健康診査事業費補助金7,592万2,000円。

3目医療費適正化等推進事業費補助金603万円。重複頻回等受診者への訪問指導事業、ジェネリック促進費用の補助となっております。

82、83ページをお開きください。

4目特別高額医療費共同事業費補助金1,899万6,000円。特別高額医療費共同事業拠出金に対する補助金となっております。

3款県支出金111億6,305万6,000円、前年度比2億4,982万7,000円、2.3%の増となっております。

1項1目療養給付費負担金は104億6,084万4,000円、12分の1の県の定率負担分となっております。

ます。

2目高額医療費負担金7億221万1,000円、高額医療費負担対象額に対する4分の1を県が負担します。

2項財政安定化基金支出金は、費目存置です。

4款支払基金交付金562億9,958万2,000円、前年度比6億598万6,000円、1.1%の増となっております。これは現役世代からの給付費に対する支援金でございます。

5款特別高額医療費共同事業交付金5,139万8,000円、前年度比81万7,000円、1.6%減となっております。国保中央会から400万円以上の高額医療に対する交付金となっております。

6款財産収入、1項1目利子及び配当金67万円。保険給付費準備基金の利子となっております。

84、85ページをお開きください。

7款寄附金は費目存置です。

8款繰入金19億6,807万8,000円、前年度比1億2,441万円、6.7%の増となっております。

1項1目保険給付費等準備基金繰入金10億5,696万8,000円。保険給付費等準備基金からの繰り入れでございます。

2目高齢者医療制度臨時特例基金繰入金9億1,111万円、保険料軽減及び制度周知広報等の費用となります。

9款繰越金は費目存置です。

10款諸収入1項1目延滞金177万4,000円。

86、87ページをお開きください。

3項雑入4目第三者納付金9,147万円となっております。

以上が主な歳入の説明となります。

続きましては、歳出の事項別明細書、89、90ページをお開きください。

1款総務費は4億5,243万5,000円、前年度比4,124万6,000円。10%増となっております。

増額の主な要因といたしましては、社会保障税番号制度の導入に伴うシステム改修委託料2,205万5,000円と、高額医療費支給決定通知の役務費として780万円を今年度から新たに計上したことによるものでございます。

1項総務管理費1目一般管理費1節報酬3,815万円、これはレセプト点検職員16人、療養費点検

職員2人、保健師2人、運営懇話会委員10人分を計上しております。

7節賃金は313万9,000円、臨時職員2人分を計上しております。

9節旅費は184万9,000円、制度運営懇話会委員、嘱託職員の費用弁償と普通旅費でございます。

11節需用費は631万8,000円、消耗品、印刷製本費等を計上しております。

12節役務費は4,495万9,000円。通信運搬費、手数料を計上しております。

13節委託料は3億1,482万3,000円。電算システム保守委託料、国保連合会に委託する二次点検分、共同電算処理委託料等となっております。

14節の使用料及び賃借料は3,480万7,000円、電算システム機器リース料、コピー機使用料等となっております。

18節備品購入費23万1,000円、パソコン2台の購入費用となっております。

19節負担金、補助及び交付金55万4,000円。保険者協議会負担金等でございます。

93、94ページをお開きください。

2項賦課徴収費は1目賦課徴収費11節需用費28万5,000円。消耗品、印刷製本費となっております。

12節役務費は47万2,000円、通信運搬費、被扶養者情報提供手数料となっております。

2目滞納処分費は費目存置でございます。

95、96ページをお開きください。

2款保険給付費1,346億6,320万7,000円。前年度比26億8,646万2,000円、2%増となっております。

1項療養諸費1目療養給付費19節は療養給付費分として、1,261億9,619万6,000円。

2目訪問看護療養費19節2億8,031万2,000円。居宅において訪問看護ステーションの看護師から訪問看護を受けた場合に支給されます。

3目特別療養費は費目存置。4目移送費は10万円。5目審査支払手数料12節診療報酬審査手数料として2億7,879万2,000円。

97、98ページをお開きください。

2項高額療養諸費1目高額療養費19節69億5,788万3,000円、1件80万円を超える医療費に対して国が4分の1を負担いたします。

2目高額介護合算療養費19節は9,825万3,000円

となります。

99、100ページをお開きください。

3 項その他医療給付費 1 目葬祭費19節 1 億3,588万円、1 件当たり 2 万円の支給がございます。

2 目その他医療給付費19節 7 億1,579万円、補装具、柔道整復師、鍼・きゅう等の償還払いに充てるための費用となっております。

101、102ページをお開きください。

3 款県財政安定化基金拠出金5,867万円、県の財政安定化基金への拠出金で、国・県・広域連合、3 分の 1 ずつ拠出したします。

103、104ページをお開きください。

4 款特別高額医療費共同事業拠出金5,147万8,000円、国保中央会へ拠出する特別高額共同事業納付金と事務費の負担金となります。

105、106ページをお開きください。

5 款保健事業費 3 億8,044万4,000円、前年度比△619万1,000円、1.6%の減となっております。

肺炎球菌ワクチン予防接種の定期接種化により、ワクチン接種が市町村事業となったことに伴い、健康増進補助金事業費を減額したことが減額の主な要因となっております。

107、108ページをお開きください。

6 款基金積立金、保険給付費等準備基金積立金として66万9,000円、準備基金利子を基金へ積み立ていたします。

109、110ページをお開きください。

7 款公債費は費目存置です。

111、112ページをお開きください。

8 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金2,913万1,000円。

次に113、114ページをお開きください。

9 款予備費592万4,000円を予備的経費として計上してございます。

以上が、平成27年度広域連合特別会計予算の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

佐事安夫議員。

○佐事安夫議員

たくさん質疑をやりたいのですけれども、ちょっと休憩したらどうですか。もう、1 時間になりますから。

○議長(宮城弘子)

では、休憩いたします。

(午前10時59分 休憩)

(午前11時09分 再開)

○議長(宮城弘子)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

佐事安夫議員、どうぞ。

○佐事安夫議員

何点か質疑をいたします。

収入のほうを最初にいきます。84、85ページの高齢者医療制度臨時特例基金繰入金というのがありますが、これは説明はありましたけれども、もっと中身を詳しく説明してもらいたいというふうに思います。

次に、89、90ページの一般管理費の報酬としてありますが、レセプト点検をする方が16人ということでもあります。あと、保健師とかいろいろありましたけれども、レセプト点検する16人に関してはどういう内容になっているのか。職員として採用しているわけですが、これは報酬ですから正規、賃金は臨時ですか、報酬の中身についてお願いします。

次に、95ページ、保険給付費で1,300億円余りの給付費で、実際に療養諸費が26億余り増えたわけです。これは前々年度とか、前年度の見込みなどを含めていろいろ計算をしてこういう形になったと思いますけれども、どういう見込みで26億円増えていたという、その理由についても教えてください。

次の97ページ、高額療養費の件です。80万円以上の医療費に関して補てんをするということでもありますけれども、その具体的な中身はどのような形になっているのか、できれば説明というよりか、資料で出してもらったほうが一番いいんですけれども、その資料がなかったのも、その分を口頭で説明できる部分は口頭で説明してもらいたいと思います。

次に資料2のほうで、短期保険証交付状況とい

うのが出されております。これは一般質問でも出されていますから、そんなに詳しくは、一般質問でやってもらいたいんですけども、特に1カ月未満という短期証が29件もあります。なぜ1カ月未満というのがあるのか。1カ月ではなくて、1カ月未満というのは15日とか20日とか、そういう形で出されるという、どのような形態の場合にこういうのがあるのかということです。

それから、基本的には年金をもらっている方たちが対象、75歳以上ですから、年金は2カ月に1回ですから、1カ月ということ自体、本当に理不尽なことではないかと思えます。できたら1カ月も含めて1カ月未満、普通、皆さん言われていることは年金が2カ月に1回だから、2カ月に1回の短期証という形でやるというのが、後期高齢者の場合は全国的にもそれが通例ではないかと思えますけれども、なぜ2カ月未満、1カ月というのがあるのか。そのときをどういう形でやられているのか、皆さんが市町村の実態など把握しているのであれば、ぜひ出してもらいたいと思えます。

あと、未更新というのがあります。留め置きというのは基地のところを中心だということで、前にも説明がありましたけれども、短期証はちゃんと渡しているのに未更新があるということ自体が非常に不可解なことですけれども、それがなぜ未更新なのか、なぜ266件もあるということなのか。

○議長(宮城弘子)

佐事議員、すみません、議案に対する質疑ということですので、これは。

○佐事安夫議員

議案に関連するんじゃないですか。保険料を徴収してやるわけですから、保険料徴収の中身の問題として、保険証が交付されると。それは不離一体のものですよね。当然これは、できない？予算と関係ないということですか。

○議長(宮城弘子)

議案書には交付の実態とは、連合長がおっしゃるようになります。

○佐事安夫議員

実態はないにしても、しかし、保険料を徴収するわけですから、その中身はどんなして取っているのかということ自体はいいんじゃないですか。

保険者がいて、この保険というのは成り立っているわけですから、75歳以上は13万人もいる保険者ですから。その皆さん方は、保険証をどう送付しているのかと。

○議長(宮城弘子)

すみません、この件は休憩でお話しないといけませんので、休憩いたします。

(午前11時15分 休憩)

(午前11時30分 再開)

○議長(宮城弘子)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど行われました議会運営委員会の報告を、議会運営委員長のほうから報告をお願いいたします。

○議会運営委員長(伊敷幸昌)

それでは、議会運営委員会を開きまして、先ほどの件を審議いたしました。

これまで議会の中で佐事議員がおっしゃったことに関して、これまで答弁があったということでもありますけれども、今まで整理されてなかったという点もありました。

そういうことで、今回、予算に対する質疑として、それから一般質問は一般質問ということで、質疑を別個にするということで整理をしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長(宮城弘子)

ただいま議会運営委員長から報告がありましたように、そういうふうになりましたので、佐事議員、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、先ほどの。

○佐事安夫議員

まだ続きがあるから。

○議長(宮城弘子)

先ほどの佐事議員があれしておりますので、当局の答弁を求めていいですよ。ほかにもまだ質疑が。

あ、そうですか。では、引き続きお願いいたします。どうぞ。

○佐事安夫議員

議運で決められたことですから、仕方ないことですから、当然従っていきます。

私の考え方と同時に、全体的に行っていること

は、一般予算を含めてであれば、資料とかそういうこと関係なく、中身にかかわることであればどんなことでも大体聞いているというのが一般的なものであると思いますので、ぜひそこら辺がまた次のところで、ぜひ皆さん検討してもらいたいと思います。

次の質疑ですけれども、予算の中でどこにあるのかということでありまして、統計資料を前に出してもらいました。3カ年分だということでしたので出たのがありました。しかし、この予算を含めて、やっぱり医療の統計もそうです。1人当たりの医療費がどうなのか。それから、高額医療費がどうなのか。全市、市町村別の保険料とか、そういう統計資料を出すということが当然求められておりますけれども、今回、この予算でどこにその予算を組んであるのか、それとも統計資料として出す計画はないのかどうかということでも聞きたいと思います。

○議長(宮城弘子)

当局の答弁を求めます。

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

お答えします。

質問がありました円滑運営臨時特例交付金、基金の繰入金の内訳です。

管理課資料の6ページをお開きください。議員全員協議会の管理課資料②の6ページになります。

まず、保険料徴収激変緩和措置の継続分なんです。被保険者の被扶養者の軽減分になります。平成27年度分としまして、1億4,065万1,274円です。

次に、均等割、7割から9割軽減分になります。4億1,575万3,196円です。

次に、所得割軽減分です。1億5,225万4,274円になります。次に8.5割軽減分です。1億9,978万9,894円となります。

次に、説明会の開催や周知広報による経費としまして、243万1,000円、きめ細やかな相談のための体制整備等に要する経費としまして、23万1,000円、合計としまして9億1,111万638円となっております。以上であります。

○議長(宮城弘子)

岸本久博事業課長。

○事業課長(岸本久博)

私のほうから質問にお答えをいたします。

ページは89、90ページ、レセプト点検の報酬の内容についてということです。

月額報酬が15万円となっております。主な業務の内容として、内容点検、資格点検、縦覧点検といった業務を実施しております。

続きまして、95ページ、96ページの保険給付費積算の内容についてお答えいたします。

前年度に比べ26億2,803万円、2.1%の増となっております。その積算については、平成26年度の見込みと、過去3カ年間の平均の伸び率、平成27年度の1人当たりの医療費の伸び率から被保険者の増加を見込み、積算をしております。

対前年度と比べて、伸び率が低下している理由としては、26年度は診療報酬の改定、あるいは厚生労働省から示された消費税の引き上げによる影響、規模試算値を示しておりましたので、その分の低い伸び率となっております。

続きまして、97ページ、高額療養費の内容についてでございますが。高額療養費も同じように1人当たりの高額療養費を積算します。過去3カ年間の伸び率、あるいは被保険者の増といったものを勘案して同じような積算方法となっております。

以上でございます。

○議長(宮城弘子)

池原善達総務課長。

○総務課長(池原善達)

ご質問の統計資料作成の予算についてでございますが、統計資料作成の予算につきましては、一般会計予算、議案書の57、58ページのほうになりますが、2款の総務費1項総務管理費1目一般管理費の11節需用費のほうで対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長(宮城弘子)

ほかに質疑はありませんか。

佐事安夫議員。

○佐事安夫議員

再質疑を行います。

最初の特例交付金の基金繰入ですけれども、中

身は資料という形でわかりましたけれども、この基金を入れてその後、これは歳入で基金として入ってくるわけですが、歳出ではいろいろな歳出の部分でいくと、毎年、その部分全部使い切っているのか。基金でありますからどういう形になっているのかということが第1点です。

次に、先ほどデータの資料の件は、需用費で対応するというものでありましたけれども、これは当然医療統計というのは、今まで老人保険の形で取ってきたし、全圈的に各市町村の医療費がどうなっているのか、75歳以上はどうなっているのか、全国でも統計はちゃんと出されていて、毎年1年おきに出てくるわけですよ。それは全国では出てくるのに、沖縄県の広域連合が出して全国提出してやっているわけですから、その中身で市町村別に当然出していくということだと思んですけど、そこは需用費で対応するというものですけれども、実際この予算というのは今回入れてないのかどうなのかということです。

○議長(宮城弘子)

答弁を求めます。

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

お答えします。

臨時特例基金繰入金の目的としましては、まず、低所得者等にかかる保険料の軽減特例として、国から臨時特例交付金が交付されます。交付金は広域連合の基金に積み立てられた後、保険料軽減分の財源に充てる必要額を基金より取り崩して繰り入れされます。以上です。

○議長(宮城弘子)

森東清正事務局長。

○事務局長(森東清正)

事務局長の森東でございます。

先ほど佐事議員の資料の件、私どもこの統計資料の必要性を感じておりまして、各県からもいろいろ情報収集してございましたけれども、資料自体もいろいろなデータで印刷製本は可能ですので、今回の予算で対応させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。どうも失礼いたしました。

○議長(宮城弘子)

佐事安夫議員。

○佐事安夫議員

では、再々質疑します。

先ほどの特例基金のことですけれども、必要な分だけ取り出すということですが、そうすると非常に疑問に思うことは、これは9億1,000万円予算、国から軽減分という形で出てくるわけですが、必要な分だけ取り出すということはどういうことなのか。

これはこっちからこれだけ必要だということでは計算した上で申請をして、これだけの基金が必要だということでは、毎年使っていくということではないのか。どういう中身になっているのか、軽減7割か8割、5割いろいろな軽減があってそれを使って、実際の予算として結果として出てくるわけですが、それがなぜ必要な分だけ取り入れるということはどういうことなのか、もう一度答弁をお願いします。

○議長(宮城弘子)

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

お答えします。

繰入金については、まず、見込み額が交付されます。その後、システムにより最終の軽減分が計算されまして、その分が財源に充てられるということになります。以上です。

○議長(宮城弘子)

ほかに質疑はありませんか。

松長康二議員。

○松長康二議員

医療関係とは別に予算書の件で確認したいんですけど、レセプト点検委託料も含め、さまざまな業務委託があるんですけど、そちらの委託している業者のほうはどのように決めているのか。毎年入札とかそういった形で決めているのか、毎年同じ業者が請け負ってやっているのか。そちらのほうをお聞かせください。

○議長(宮城弘子)

岸本久博事業課長。

○事業課長(岸本久博)

委託料についてお答えいたします。

現在、レセプトの診療報酬の一次審査、あるいは共同電算処理業務委託料、柔整の審査業務委託

料、第三者行為については、ただいま国保連合会が行っております。

理由としては、国保連合会において電子化のレセプトがありますので、そういった内容に沿って委託をしております。以上でございます。

○議長(宮城弘子)

松長康二議員。

○松長康二議員

国保連合会からの委託という中で、本員の認識の中では一般医療法人みたいな形でそういった業務をやっているところがないから、国保連合会に委託をしているという形でよろしいですか。

了解しました。

あと1点ですが、予算書の葬祭費のほうですが、前年度より約1,200万円ぐらい上がっているんですけども、葬祭費の事業の内容をお聞かせください。

○議長(宮城弘子)

岸本久博事業課長。

○事業課長(岸本久博)

葬祭費についてお答えいたします。

現在、支給額が1件当たり2万円の支給額となっております。支給の方法としては、市町村のほうに申請いただいて、後期高齢者のほうから申請に基づいて支給をしているところでございます。以上です。

○議長(宮城弘子)

ほかに質疑はありませんか。

(「進行をお願いします」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

これをもって質疑を終結いたします。

○議長(宮城弘子)

これより本案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

佐事安夫議員。

○佐事安夫議員

議案、第5号議案、平成27年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について、反対の立場で討論を行いたいと思います。

後期高齢者医療制度、平成20年に開始して、もう7年経過いたしました。この間、つくったときから多くの高齢者から大きな不満や不安が出て、

これは止めろと。

あと、民主党政権になったときには、廃止をするということで行われてきたわけですが、しかし、今自民党、公明党の政権になって、それがそのままやむやになって続けられるかどうかというところですが、皆さん、今75歳という年で区別されて、そして医療そのものの中身もだいぶ変わっている。

あと、保険料についても大変厳しい状況が入ってきていると。特に元被保険者が扶養になっていて保険料を払ってなかった方々の特例も出てきたわけですが、今回出てきた中ではこれが先ずっと続けるということではなくて、あと2カ年で限界というような状況なども、新たな形で改正されてきたということもあります。

特に今回、私が反対する大きな理由といたしましては、高齢者は年金だけの暮らしのほうほとんど占めているわけです。事業者とか皆さん方は多くの収入があるわけですが、しかし、大方は年金収入、その年金さえない方もごく一部いらっしゃると思います。そういう皆さん方も全部ひくくめて保険料をきちっと徴収をしていく、そういう中で保険料を払いきれない皆さん方、それまで老人保健制度の場合は、各市町村できちっと保険証を取り上げると。短期証とか、そういうことがなかったわけですが、今度そういう形で出てきているということが非常に懸念されます。ぜひここら辺を改善してもらいたい。

特に年金は2カ月に1回の支給でありますから、短期証が1カ月ということになると、収入のないときもお金を持ってきなさいと言わんばかりのことであって、それをやっているということ自体が非常に理不尽に思います。

それから、前に不均一の保険料がありました。去年はその形でありましたけれども、今年は予算として不均一の保険料というのがなくなっております。

しかし、今、離島を含めて宮古島市含めて、医療費そのものが非常に低いと。そういうところにも介護保険は低いところは3段階に分けて、保険料を分けております。後期高齢者はこの医療はみんな同一になってしまったということで、本当に

医療は受けられないのに、保険料だけは同じように徴収されるということは非常に理不尽であって、これは皆さんも含めて、各離島も含めて、そして広域連合としても政府にきちっとやってきたわけですけれども、なかなかそれがうまくいかない。政府のとおり押し込まれるということがありません。そういう面で何らかの形で改善が必要ではないかと。いろいろ含めて皆さんのことを含めて、平成27年度の沖縄県後期高齢者医療広域連合の特別会計予算については、反対の立場での討論いたします。

○議長(宮城弘子)

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

(「進行」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長(宮城弘子)

これより議案第5号について、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(宮城弘子)

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

引き続き、日程第11号、議案第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について。

地方自治法施行令第168条第2項の規定により、沖縄県後期高齢者医療広域連合の現金の収納及び支払い事務を取り扱わせる指定金融機関を下記のとおり指定することの議決を求めます。

記

1. 株式会社沖縄海邦銀行、平成27年6月1日から平成29年5月31日。

2. 株式会社沖縄銀行、平成29年6月1日から

平成31年5月31日。

3. 株式会社琉球銀行、平成31年6月1日から平成33年5月31日。

上記期間終了以降の指定については、順次3行の2年ごとの輪番制とする。

平成27年2月13日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

提案理由。

現在の指定金融機関である株式会社琉球銀行の指定期間が、平成27年5月31日で期間満了になるため、沖縄県後期高齢者医療広域連合の公金取り扱いの安全と効率的運営の継続を図るために、指定金融機関を指定する必要があります。

その後の指定金融機関の指定については、上記の3行による2年ごとの輪番制により実施をしたい。なお、詳細につきましては担当より説明させていただきますので、皆様方のご審議をよろしく願いいたします。

○議長(宮城弘子)

謝敷宗規会計室長。

○会計室長(謝敷宗規)

謝敷と申します。よろしく願いいたします。

では、議案第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について、ご説明いたします。

お手元の議案書が116ページとなっております。

現在、指定金融機関に指定しています株式会社琉球銀行が、平成27年5月31日で期間満了になるため、当広域連合の公金取り扱いの安全と効率的運営の継続を図るために指定金融機関を指定する必要があります。

地方自治法施行令第168条第2項の規定により、当広域連合の指定金融機関の指定及び期間については、株式会社沖縄海邦銀行を、平成27年6月1日から、平成29年5月31日まで。

株式会社沖縄銀行を、平成29年6月1日から平成31年5月31日まで。

株式会社琉球銀行を、平成31年6月1日から平成33年5月31日までの間を指定し、上記期間終了後においては、3行を順次2年交代で指定金融機関とすることの議決を求める議案となっております。

これにつきましては、以前、議会の質問の中で

公的機関として金融機関への公平を期する意味でも輪番制の検討をという趣旨の提言をいただきました。

また、平成23年9月と翌24年6月の二度におきまして、同一条件なら公平、公正な対応として輪番制による指定金融機関の選定をしてほしいという、琉球銀行、沖縄海邦銀行との連名による要請書も受けております。

そのため平成24年7月に沖縄銀行を含めて、手数料を無料とする回答をいただいた3行との調整会議を開きまして、前述の順序でもって2年ごとの輪番制にすることで合意をいたしております。

これまでの経緯については、以上のとおりとなっております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と会計室長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

○議長(宮城弘子)

これより本案に対する討論に移ります。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(宮城弘子)

これより議案第6号について、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

休憩します。

(午後0時07分 休憩)

(午後0時07分 再開)

○議長(宮城弘子)

再開いたします。

午前の日程はこの程度にとどめ、午後は1時から会議を開きます。

暫時休憩いたします。

(午後0時07分 休憩)

(午後0時59分 再開)

○議長(宮城弘子)

それでは、再開いたします。

午前に引き続き会議を開きます。

○議長(宮城弘子)

日程第12、これより一般質問を行います。

発言時間は、当局答弁を含めず10分以内となっております。

なお、本日の質問者は一般質問日程表のとおりであります。

順次発言を許します。高橋真議員登壇願います。

○高橋真議員

皆さん、こんにちは。沖縄市選出の高橋真と申します。

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員として選出されて、初めての一般質問で大変緊張しております。お役に立てるよう一生懸命頑張っておりますので、皆様のご指導のほどどうかよろしくお願いを申し上げます。

さて、質問通告に基づき一般質問を始めさせていただきます。

質問事項1、短期被保険者証交付状況についてお尋ねをいたします。

質問の要旨(1)未更新者へのかかわり方について質問をさせていただきます。

いただいた管理課資料②の7ページによりますと、平成26年11月末現在において未更新の対象者は266人おります。広域連合として、未更新が出ないよう関係市町村窓口においてどのようなかかわりをして指導しているのか、お尋ねをしたいと考えます。

続きまして、質問の要旨(2)留め置きの実態と今後の対応についてお尋ねします。

これも同じ資料にて平成26年11月末現在は全体で41件とあります。過去の会議録を参照していますと、居所不明で期限も切れている実態があるよ

うであります。広域連合としてその取扱いはどのように整理されているのかお聞かせください。

続きまして質問の事項2.健康診査推進計画について質問をいたします。

質問の要旨(1)特定健診等データ管理システムの内容と期待される機能について、広域連合の見解をお尋ねいたします。

これもいただいた事業課資料③に平成26年9月に作成した健康診査推進計画の5ページ(7)課題④のほうに掲載をされております。

すでに構築されている国保連合会の各種システムを、どのように活用していく方向性を、各市町村に指導していくのか教えていただきたいと考えております。

続きまして質問の要旨(2)であります。

保健指導の対策を市町村と図るとは、具体的にどのように行うのか教えていただきたいと思っております。

以上、壇上より1回目の質問を終わります。

再質問は自席から行いたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長(宮城弘子)

当局の答弁を求めます。

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

それでは、高橋議員の質問にお答えします。

ご質問1の(1)、未更新者へのかかわり方についてにつきましてお答えします。

短期証の有効期限が切れた未更新者に対し、市町村におきましては、文書、電話での来所依頼、臨戸訪問にて生活状況の聞き取り、納付相談を行った上で短期証の交付を行っているところです。

広域連合としましては、電話、文書、臨戸訪問等により未更新者との接触に努めていただき、未更新の方が1人でも少なくなるよう被保険者証の交付をお願いしているところであります。

次に質問1の(2)、留め置きの実態と今後の対応について、につきましてお答えします。

議員全員協議会管理課資料②の7ページをお開きください。通常留め置きとは、被保険者証を郵送しても宛先不明により戻ってきた被保険者証を市町村で留め置きしていることを言います。

平成26年1月末現在、留め置きの実態につきましては、石垣市が11人、沖縄市が17人、北中城村が13人となっております。

石垣市は、今年から滞納者と納付相談を心がけ、臨戸訪問をしています。被保険者が分納相談に応じないため留め置きとなっている状況です。沖縄市と北中城村につきましては、基地内居住者となっており、郵送しても戻ってくるため留め置きとなっている状況であります。

特に基地内居住者に対しての今後の対応としましては、関係市町村の関連部署とも連携し、被保険者の情報を得る方法を模索していきたいと思っております。以上でございます。

○議長(宮城弘子)

岸本久博事業課長。

○事業課長(岸本久博)

ご質問の2.健康診査推進計画について、(1)特定健診等データ管理システムの内容と期待される機能についてお答えします。

ご質問の趣旨から健康診査推進計画の課題になりますが、特定健診等データ管理システムの主な内容は、国保連合会へ委託している長寿健診等に関する請求、支払い及び健診等データの管理になります。その中で健康診査データを閲覧し、市町村独自の高齢者の疾病状況や特徴、動向の分析による生活習慣病の重症化予防、介護予防を図ることが本来の目的であります。

健診データの閲覧は、平成26年9月現在、29の市町村の閲覧となっていることから、広域連合の方針として沖縄県41市町村が健診審査データを閲覧し、健診結果情報等の活用や保健事業ネットなどのシステムと併せて、市町村の疾病の特徴や医療費等の状況及び予防への取り組み状況などの情報を共有することにあります。

また、広域連合は市町村の特徴を踏まえ、長寿、健康増進事業の補助金を活用した効果的な保健事業を推進することは、同時に医療費の適正化につながると考えております。

ご質問の2の(2)、保健指導の対策を市町村と図るとは具体的にどのように行うかにつきまして、お答えします。

保健指導は市町村によって指導実態に違いがあ

り、特に市部において高齢者の保健指導が十分に
行き届いていないことが現状であります。

基本的には健診を受けさせることが大事になり
ます。その結果、健診データやレセプトデータ等
から個人や地域の課題が見えてきます。

具体的な対策として、医療機関への無受診者や
過去数年間の未受診者を抽出し、被保険者へ医療
機関や長寿健診の受診する必要性について直接指
導を行うことが重要と考えております。

広域連合が実施している重複・頻回訪問事業に
おいて、特に指導を必要とする被保険者の情報を
市町村へ提供し、医療・介護へつなげる協力体制
を構築するなどの対策を図っていきます。

今年度から新たに国保データベースシステムが
稼働しており、その他、現在活用している保健事
業ネットやレセプト管理システム及び国保ポータ
ルサイト等のシステムがあります。その情報から
詳細な分析に取り組む必要がありますが、市町村
は分析の専門職がないためその育成が課題とな
っています。

今後、高齢者のニーズに対応するには、保健事
業ネットを活用した保健指導方法や当広域連合が
分析した疾病にかかる医療費等の情報を提供し、
市町村と連携した高齢者の健康づくりや医療費の
削減に取り組んでいきます。以上でございます。

○議長(宮城弘子)

高橋真議員。

○高橋真議員

答弁ありがとうございます。

質問事項1のほうから再質問をさせていただき
たいと思います。

未更新者へのかかわりあい方についてでありま
す。しっかりとこの広域連合として、窓口となる
各市町村としっかり連携をとって、未更新を減ら
す取り組みをしっかりとこれからもよろしく願い
たいと考えておるわけですけど、まず各市町村
の窓口はそれぞれ違いはあるかと思いますが、広
域の後期高齢担当の窓口の職員の人数は各市町村
によって違うという、ばらつきがあるという、限
られた人員でやっているということは、やはりそ
のバックボーンの背景としてご理解をいただき
たいというふうに思います。

実はこれは、今後の質問につながってくるわけ
なんです。

そして再質問したいところが、(2)の留め置き
の実態と今後の対応についてであります。

先ほど、石垣市の事例は滞納者の部分とか、そ
ういうお話でありましたが、沖縄市と北中城の事
例を少し取り上げてお話をさせていただきたいと
思います。

これは先ほども過去の議事録にもありましたけ
ど、先ほど課長が答弁していただいたとおり、以
前、何らかの形で米軍基地内に住所があり、市役
所窓口で住民登録を行った方々が、いわゆる後期
高齢者医療保険制度の対象年齢に到達し、その資
格を自動取得しているところに、そういったもの
が実態であろうかというふうに思われるわけで
あります。

いわゆる米軍関係者なので、出入国すら確認す
るすべはございません。

したがって、通常の外国人登録者とは概要が違
うわけの方々が後期高齢の資格を自動取得してい
るといような実態があります。しかも、ほとん
ど昭和40年代の方々が沖縄市では実態であります。

そのような対象者が、例えばほかの市町村にも
いるのであれば、恐らく今のご答弁からすると北
中城村というのが推察されますが、やはりこれは
対象外にしておかないと、いわゆる留め置きから
削除をしておくという手続きをとっていかないと、
現場の後期高齢のこの特別会計では、毎回いわゆ
る滞納繰越、そして不納欠損で処理されるという
ことを続けていくことになるわけであります。

したがって、こういった広域連合として対象外
とするような指導を各市町村に行っていくべきだ
というふうに考えますが、連合会の見解を教えて
いただけないでしょうか。

○議長(宮城弘子)

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

お答えします。

対象外にできないかということなのですが、適
用除外というのがございます。これは高確法の第
51条と高確法の施行規則第9条のほうで定められ
ており、「次の適用除外事由に該当する人は被保険

者になりません」というふうに明記されております。

その中で1.生活保護を受けている世帯に属する人。2.日本国籍を持たず在留資格を持たない人及び1年未満の在留期間を決定された人。

3.日本国籍を持たず外国人登録法で定められた登録を受けていない人。4.ハンセン病診療所への入所者は被保険者になれないと規定されております。

今、沖縄市と北中城村で上がっている方々はもとも日本人で、聞くところによりますと、結婚されて基地内にお住まいになられているという状況の話をちょっと聞いたことがあるんですが、何分こちらのほうから通知をしましても、現状を把握できないというのが実態でございます。

ですから、我々としましても各市町村の関連部署と連携をとりまして、この解決策を見いだせないかということで、今後、対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長(宮城弘子)

高橋真議員。

○高橋真議員

課長、答弁ありがとうございました。

これは以前から、恐らく広域連合のほうでも関係市町村窓口のほうの担当者とも議論されている部分だと本員は考えております。

一定のめどをつけて、しっかりとこの適用除外というものに対応していく、そういったことをするためには、恐らく広域連合の条例の改正も必要なのかなと。

高齢者の医療の確保に関する法律の施行規則によりますと、「その他特別の事由がある者で、条例で定めるもの」ということでありますので、しっかりとそういった方針を持って広域連合として今後取り組んでいかれるのか、その方向性を確認させていただきます。

○議長(宮城弘子)

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

お答えします。

条例で定めるということがございました。その件につきましては、県、国とも調整をしまして、

この条例を改正することで適用除外に該当させることができるのかということ、これから検討してまいりたいと思いますのでよろしくお願い致します。以上です。

○議長(宮城弘子)

高橋真議員。

○高橋真議員

課長、答弁ありがとうございました。

しっかりと検討をしていただきたいと思います。

再質問、質問事項の2のほうです。健康診査推進計画についてでありました(1)の特定健診等データ管理システム、種々答弁がありました。

いわゆるこの国保連合会のデータを活用していくというお話であります。今活用している市町村以外、ほかの市町村にもしっかりと活用していただくよう指導をしていくというようなお話でありますけど、窓口の担当者というのが非常に少ない現状であるかと、先ほどの質問で指摘をさせていただきました。

そして課長の答弁では、町村部と市部の違いがあるので、市部の違いのほうをおっしゃっていただいたと思うんですが、しっかりとこのデータを活用して、さらに保健指導をしていく。また広域連合が考えている効果的なやり方で進めていくためには、本員が思いますところ、例えば市部において各国保課というものがあると思います。国民健康保険課、国保課という部署は、こういった健康増進事業を担当の専門の課に委託をしてやっているという、連携をして国保事業を進めているという実情が、実際あるかどうかは、全部は確認していないので本員は何とも言えませんが、あるわけではありますが、後期高齢だけが一担当が健康増進事業まで担っているというところに不具合がないでしょうかと思うわけであります。

例えば、ほかの広域連合の事例も参考にしながら、長寿健診の促進とか、こういった健康診査推進計画に基づいた健康増進事業はほかの課に委託をして、後期担当と一緒に連携をして進めていく、そういったことも連合会の方針としてご検討はできないものなのでしょうか。

各地町村への指導に対する方針として、ご検討はできないかご見解を伺います。

○議長(宮城弘子)

岸本久博事業課長。

○事業課長(岸本久博)

ただいまのご質問についてお答えいたします。

健診や保健指導等の必要性が求められている中、保健事業を推進していくには、市町村における健診、保健指導等の担当部署と、国保の後期医療担当部署及び介護医療担当部署の横の連携が重要であると考えております。

75歳以上の人口は、全国平均で平成20年に10%を超え、平成26年には12.5%と8人に1人となり、国が推奨する健診や医療と介護分野の連携によって健診受診率の向上に伴い、病気の早期発見、重症化予防が図られ、医療適正化と介護予防にもつながるサイクルづくりが必要です。

それらのことを踏まえ、統一した組織が望ましいと考えております。

広域連合として、他広域連合の保健事業における体制の好事例を把握し、市町村へ情報を提供しながら携わっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長(宮城弘子)

高橋真議員。

○高橋真議員

課長、答弁ありがとうございます。

携わっていくというふうにありました。検討するのではないのでしょうか。しっかりとそういった事例を、沖縄県の広域連合としても好事例を把握しながら、しっかり検討を積み上げて各市町村に指導していくべきだと本員は考えております。

連合長、いかがでしょうか。この広域連合として、他の広域の事例もしっかり把握をしながら、この後期担当が今、長寿健診も全部担っているわけであります。そういった別の担当ともしっかりと連携をしながら、市部のほうでは取り組んでいくことを、広域連合の指導する方針として今後検討していくことを前向きに検討いただけないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長(宮城弘子)

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

高橋議員ご指摘のとおり、これは各市町村の協

力なくして私ども医療広域連合の事業の推進は円滑に拡充することはできませんので、そこら辺のところを含めまして、実態に則した指導ができるのかどうか、検討を各市の担当の方々とも調整をして推進をしてまいりたいと考えております。

ありがとうございました。

○高橋真議員

ありがとうございました。以上です。

○議長(宮城弘子)

これをもって高橋真議員の一般質問を終わります。

次に前田千尋議員、発言を許します。登壇を願います。

○前田千尋議員

皆さん、こんにちは。那覇市選出の前田千尋です。発言通告に基づき一般質問を行います。よろしくお願いたします。

まず初めに、保険料について質問いたします。

厚生労働省は後期高齢者医療制度について、保険料の特例軽減をなくす方針を打ち出しました。

(1)特例軽減の現状について問います。

そして、(2)特例軽減廃止でどのような影響があるかを問います。

(3)後期高齢者医療制度の保険料は2年に一度の見直しがあります。次期保険料の改定の見直しについて問います。さらに、その際、保険料は引き下げるべきです。

(4)保険料引き下げについて当局の見解を問います。

2つ目に、保険証について質問します。

(1)短期保険証の有効期限についての現状を問います。

(2)最低でも6カ月の有効期限を広域連合の方針とすべきです。見解を問います。

3つ目に、肺炎球菌ワクチンについて質問します。

今年度、昨年10月から定期予防接種になりました。その内容と効果について問います。

4つ目に、保健事業実施計画と健康診査推進計画について、その内容と取り組みについて問います。

残りの時間は自席にて再質問を行います。

○議長(宮城弘子)

答弁を求めます。

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

前田議員の質問にお答えします。

ご質問1の(1)特例軽減の現状について問うにつきましてお答えします。

後期高齢者の保険料軽減特例の見直しについては、実施してから7年が経過する中で、被用者保険の被扶養者であった者は所得の水準にかかわらず軽減特例の対象となるほか、国保との軽減割合に不公平をもたらしていることから、見直しが求められています。

この保険料軽減の特例措置は、平成20年度の後期高齢者医療制度導入時に、国が追加で軽減している保険料の特例措置でございます。

議員全員協議会資料の後期高齢者医療の保険料軽減特例についての1ページをお開きください。

これまで国が行ってきました特例措置の経緯をご説明いたします。

まず平成20年度には、所得割5割軽減を実施して、元被扶養者の保険料を半年間凍結しております。同年10月には均等割7割軽減世帯に対して8.5割軽減を実施して、凍結していた元被扶養者へ平成21年3月まで均等割9割軽減を実施しております。

平成21年度には均等割8.5割軽減を継続し、新たに9割軽減を実施して、所得割5割軽減と元被扶養者の9割軽減を実施しております。平成22年度から現在まで特例措置を継続中でございます。

次に資料の2ページをお開きください。

後期高齢者医療の保険料は、全員が支払う均等割と一定の年収を越す人が支払う所得割からなります。本来の減額制度としまして、低所得者割を7割、5割、2割の3段階で軽減する仕組みがあります。

さらに75歳になるまで家族の扶養を受けていた元被扶養者は、2年間に限り年収にかかわらず均等割が5割となり、所得割は全額免除されます。

保険料軽減の特例措置であります。こうした軽減制度に上乗せした特例部分になります。均等割が本来なら7割軽減の人には、現在特例で9割軽減か8.5割軽減、それから75歳になるまで扶養を

受けていた人も9割軽減、また所得割につきましては、一定年収211万円以下の人が5割軽減になっています。

次に1の(2)特例軽減廃止でどのような影響があるかを問うにつきましてお答えします。

厚生労働省が示す軽減特例が廃止された場合の保険料の軽減特例措置につきましては、2月現在で試算しますと、均等割9割軽減対象者数が4万5,140人、軽減措置額が4億1,404万円。8.5割軽減対象者数が2万9,026人、措置額が2億55万円。被用者保険の元被扶養者数が1万1,009人、措置額が1億4,171万円、また年間所得が58万円以下の低所得者に対する所得割5割軽減対象者数が1万3,325人、措置額が1億5,497万円となり、合計で9万8,500人の対象者、軽減措置額として9億1,127万円の影響が本県において見込まれることとなります。

なお、対象者につきましては、全体の被保険者数の70.46%、措置額は11.34%となります。

次に、一般質問関連資料の1ページをお開きください。

こちらは沖縄県広域連合の均等割と所得割により算出した資料になっております。

特例が廃止され本則に戻りますと、単身世帯の一般被保険者で年金収入が80万円以下の特例では、均等割9割軽減400円が、本則では7割軽減になり1,210円となります。年金収入が200万円だと、均等割2割、所得割5割軽減の4,950円が、所得割の5割がなくなりまして6,670円となります。

次に、元被扶養者で年金収入が80万円以下の場合、特例では9割軽減400円が、本則では均等割7割軽減になり1,210円となります。また年金収入が200万円だと、9割軽減400円が均等割5割軽減になり2,010円となります。

次に1の(3)後期高齢者医療制度の保険料は、2年に一度の見直しがある。次期保険料の改定の見直しについて問う。(4)保険料の引き下げについて当局の見解を問うにつきましては、関連しておりますので併せてお答えします。

議員全員協議会管理課資料②の2ページをお開きください。

当県における保険料につきましては、後期高齢

者医療制度当初の平成20年度から平成26年度まで、均等割は4万8,440円、所得割は8.8%の据置きとなっております。

また保険料限度額につきましては、平成20年度から平成23年度まで50万円、平成24、25年度が55万円、平成26年度から57万円となっております。

平成28、29年度の次期保険料改定につきましては、平成27年度において試算します。試算につきましては、①被保険者数の見込み。②医療費等支出見込み。③医療費等に係る負担金、補助金等の収入見込み。④財政安定化基金の活用見込み。⑤余剰金の活用見込み。⑥2年に一度の診療報酬の改定等から、保険料にて負担すべき保険料率等の算定を国や県及び市町村とも連携、協議しながら実施してまいります。

当広域連合としましては、市町村国保と異なり、保険料の上昇を抑制するための一般財源からの繰り入れがないことから、高齢化に伴い年々増加する被保険者数の増、医療費の増加が見込まれることに対しましては、極めて厳しい財政状況にございますが、被保険者の急激な保険料負担の上昇を少しでも緩和するため、慎重かつ適切に保険料の算定を実施してまいります。

次に2の(1)短期保険証の有効期限についての現状を問うにつきましてお答えします。

議員全員協議会管理課資料②の7ページをお開きください。

平成26年11月末現在、短期被保険者証の交付人数は455人対象者がいます。短期被保険者証の有効期限の内訳につきましては、1カ月未満が29人、1カ月から2カ月未満が177人、2カ月から3カ月未満が225人、3カ月から4カ月未満が17人、4カ月から5カ月未満が3人、5カ月から6カ月未満が1人、6カ月以上が3人となっております。

次に2の(2)、最低でも6カ月の有効期限を広域連合の方針とすべきである。見解を問うにつきましてお答えします。

沖縄県後期高齢者医療短期被保険者証交付要綱第3条では、「短期被保険者証の有効期限は原則2カ月とし、納付相談の結果必要に応じ別の有効期限を定めることができるものとする」と規定されております。

原則2カ月としていることにつきましては、当該制度施行当初において、市町村とも協議し決定しております。現行の2カ月の有効期限がよい主な理由につきましては、生活状況を聞き取り、納付計画が立てやすい。納付機会を増やすことにより、収納率の向上につながる。また、年金の受給が2カ月に1回のため、それに合わせて納付相談がしやすいなどがございました。

以上のことを踏まえ、当広域連合としましては、保険料負担の公平性の確保及び滞納者に対して生活状況の聞き取りや、分割納付の履行を促すための機会をふやすことにより、収納率の向上が期待できることの原因から2カ月としています。以上でございます。

○議長(宮城弘子)

岸本久博事業課長。

○事業課長(岸本久博)

ご質問事項3.肺炎球菌ワクチンについて、今年度から定期予防接種になった内容と効果についてお答えいたします。

定期予防接種化の経緯については、肺炎による死亡者の死因のうち、がん、心臓病に次いで3番目に多く、そのうち97%は65歳以上で年齢が上がれば上がるほど死亡率が高くなります。

そのような背景から、厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会において、専門家による肺炎球菌ワクチンを広く接種する機会を提供する仕組みについて、おおむね技術的な課題が整理できたことや、併せて平成26年に定期予防接種化するための必要な財源が地方財政措置されたことにより、予防接種法に基づき市町村が行う予防接種に定められました。

市町村においては、平成26年10月の実施に向け広報誌による周知や対象者への通知文書などの取り組みが行われております。対象者は、経過措置で平成26年度から30年度までは当該年度に65歳以上で5歳刻みとなっております。

効果については、これまで任意の接種でありましたが、定期予防接種化により全ての被保険者が公平に接種でき、接種率の向上により肺炎による重症化予防、医療費の削減効果に期待されることから、今年度から県内41市町村で実施されてお

ます。

広域連合においても、第2期沖縄県医療費適正化計画に基づき予防接種を推進し、今後も効果の検証に努めていきたいと思っております。

次に質問事項4. 保健事業実施計画と健康診査推進計画について、内容と取り組みについてお答えいたします。

平成26年3月に、高齢者の医療の確保に関する法律第125条第3項に基づき、広域連合に対して保健事業の実施等に関する指針が告示され、保健事業実施計画並びに健康推進計画の策定が義務づけられました。

本計画は健康増進計画との整合性から、平成26年度から29年度までの複数年の計画となっており、計画の内容は健康診査、健康診査直後の通知、保健指導、健康教育、健康相談、訪問指導のほか、個別の保健事業として、重複・頻回受診者等訪問指導事業や医療費適正化事業について明記し、現状と目標等を示すことになっています。

計画策定に伴い、医療費の動向や健診・医療・介護情報の突合により、要介護度の原因疾病の分析や高齢者の社会保障にかける保健資源のつながりを明らかにするため、医療費等分析共同研究事業に取り組んでいきます。

モデル市町村として、那覇市と協定を締結し、介護情報を提供していただいております。この研究報告を踏まえて計画の見直しを図っていきたくと考えています。

健康診査推進計画の内容については、全員協議会事業課資料③で説明しておりますのでご覧ください。

受診率の目標等に関する事項として、受診率や健診対象外者の状況については、毎年度4月末の提出となっております。以上でございます。

○議長(宮城弘子)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

それでは再質問を行いたいと思います。

初めに特例軽減についてですけれども、特例軽減廃止について、この特例軽減は後期高齢者医療制度が始まり、これに対する国民の強い怒りが広がる中で、当時の自公政権が軽減策を実施せざる

を得なくなったものです。それからスタートしました。ここにも後期医療制度が国民いじめの制度であること、そのスタートが明らかではないでしょうか。

今回はこの軽減策さえも2017年度から廃止すると報道されています。これについて県内の高齢者被保険者数、先ほどもありましたけれども、7割以上の皆さんが軽減策を受けている高齢者の皆さんで、その人たちの負担が増えるということが明らかになりました。

元被扶養者の皆さんにおいては、後期高齢者医療制度以前は、子どもの扶養家族だったり、ご自身がそのまま直接医療費を払うことなく、家族の中で医療費がまともっていた。それにもかかわらず、75歳になると特例では400円、年4,800円、これがこの制度が廃止になりますと、収入が80万や150万の方は月々1,210円、1年間で1万4,520円です。3倍以上もの負担が上がるということが明らかになりました。最大では年金収入が250万、なかなか沖縄県内ではないかと思えますけれども、5倍以上の負担がのしかかる場合もあります。

しかし、軽減策を7割以上の皆さんが県内で受けているこの実態で、その中で私はこの特例軽減廃止というのはやるべきではないと思えます。

そこで質問いたします。連合長へぜひとも見解をお聞きしたいと思います。

議会の冒頭、連合長報告の中でもこうした特例軽減廃止で聞き取りをしたと一言述べていたと思います。どこにどのような意見をお聞きになったのかも含めて、厚労省のこの特例軽減廃止についてどのように見解を持っているのかお聞きしたいと思います。

そしてもう1つ、お願いいたします。

この案が示されたわけですから、その時点ですぐに県内の影響、さらに細かく後期連合で精査をすべきではないでしょうか。県民の命と健康を脅かすことですので、議会挙げて検討し、反対の意志も含めながら国に伝えるべきだと考えますがどうでしょうか。お答えください。

○議長(宮城弘子)

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

前田議員のご心配は、ご懸念も含めてまさにご指摘のとおりでございます。

保険料の軽減措置等につきましては、平成20年度の制度施行以来、特例的な負担軽減のため毎年度国の予算によりまして保険料の軽減措置が実施されてきたところでございます。

国におきましては、平成22年12月の高齢者医療制度改革会議の中で、最終的な取りまとめということで各委員の方々の意見が取りまとめられまして、低所得者の保険料軽減の特例措置について、負担の公平性を図る観点から、国保の軽減措置との整合性を踏まえて段階的に縮小するという提言がなされたところでございます。

私ども広域連合としましては、全国後期高齢者医療広域連合協議会というのがありまして、その組織を通して特例措置の継続と恒久化について、国に対して再三にわたりまして要望をしてきたところでございます。

しかしながら、国は平成27年1月13日に開催しました社会保障制度改革推進本部において、医療制度の改革骨子なるものを決定いたしまして、法案を通常国会に提出するという報道がなされております。

私ども広域連合といたしましても、先ほど管理課長がご説明申し上げましたとおり、軽減措置額が9億余に及ぶ大きな影響があることから、今後の国の動向をしっかりと注視をしてその対応を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。ありがとうございます。

○議長(宮城弘子)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

連合長、ありがとうございます。

やはり県内7割以上の後期高齢者の皆さんが、軽減策がなくなってしまう後どのようになるのか、本当に懸念を隠せません。

今でさえ短期保険証で、また未更新の方がいらっしゃるこの現状の中で、特例軽減の廃止、推進することは絶対に許されないのではないのでしょうか。これまでも連合長挙げて軽減策の継続を求めてきたということでした。

しかし、国はこうした方針を、骨子でありますが出すということです。このままではいけないのではないのでしょうか。

私は県内の代表であるこの議会で、国に対して引き続きの継続を求める意見書などを上げるべきだと思います。

今後の動向も注視しながら、ぜひとも県民一人一人が安心して医療が受けられる、そのためにもこの特例軽減、後期高齢者医療制度、私自身は反対です。それは先ほど冒頭申し上げました、75歳になるといきなり個人の負担が増えるような、このような制度はお年寄りいじめだと思えます。

さらに、現在いくら反対でも、その中で今医療制度が行われていますので、さらに命と健康を守るために、これは多くの議員や皆さんと一緒に反対を訴えるべきではないかと思えます。

引き続きやっていきたいと思いますが、これに関連して、保険証のことに少し飛びますけれども、質問させていただきます。

短期保険証の有効期限について、先ほど455人、並びに1カ月未満などさまざまなことの報告がありました。1カ月未満の方の現状というのは、どういった方がこのようになっているのかということと、未更新世帯がなぜ毎年このようにあるのか質問いたします。

さらに未更新世帯、去年、その前もどのくらいの人数的なのか、変化はないのかお答えください。

○議長(宮城弘子)

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

お答えします。

1カ月から2カ月未満という形で、資料のほうには掲載されておりますが、原則的には2カ月証を出されているということでまず理解をしていただきたいと思います。

この1カ月証であります、どういった方々に対して交付しているかということなんですが、分割納付が守られてない方で、そういった方々につきましては、約束が守られるようになれば、期間を徐々に2カ月にするとか、3カ月にするとか、そういった形で被保険者との信頼関係を築きながら、その有効期限を設定していくということで、

市町村からは、お聞きしております。

次に、未更新につきまして、平成26年11月末現在の未更新者の人数は266人です。こちらは保険者証発行後、更新に来られてない被保険者になります。

市町村におきましても、できるだけ被保険者の方々と接触する機会を持ちたいといろいろな対応をとっているところではありますが、しかしながらなかなか会って相談することができず、被保険者の生活実態が確認できないということから、保険者証が未更新という形になっているのが現状でございます。ほとんどの市町村においては、短期証につきましても現在交付しているところでありませ

す。議員全員協議会の管理課資料②の中で、7ページお願いします。未更新の数なんです、平成26年11月末現在の資料をお示ししてございます。266人なんです、昨年度と比較しますと、昨年が396人です。ですから、差の130人は少なくなっているということになります。

ということは、市町村が頑張っ

○議長(宮城弘子)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

今課長から説明あったとおり、昨年は396人が266人になったということは、各市町村の皆さんが訪問しながらお会いをして実態を知って、発行に結びついているということだと私もこれは評価しております。ぜひとも引き続き頑張っ

ていただきたいと思います。先ほどから1カ月証とか、私のほうでは6カ月の有効期限を広域連合の方針としてほしいというのは、やはり納付相談はするけれども、医療は受けないといけない、その人たちが安心していつでも病院に行くためには、やはり半年ほどの短期証を発行すべきだと思いますので、これは引き続き議論をしていきたいと思います。

す。

肺炎球菌ワクチンについてですけれども、これまで議場の中で再三定期接種にするべきだ、予算をやってこの効果についても訴えてきたところですが、この議会の中で定期予防接種となったこと、財源が確保できたことは大変評価できることだと思います。引き続き多くの皆さんがこの肺炎球菌ワクチンを打って5年間の効用があるというわけですから、肺炎で亡くなる皆さんを防ぐためにもぜひとも広げていただきたいと思います。

そして今年インフルエンザが大変はやっております。インフルエンザワクチンと一緒にワクチン接種することで、その効用もさらに効いていると聞いておりますので、これは大変評価しております。

時間もありませんので、保健事業実施計画と健康診査推進計画については、また引き続き今後の課題といたしますが、那覇市がデータの提供だとかいろいろしていくということで、医療費の適正化をいろいろ頑張っていくんだよと私は担当の者からも説明を受けました。

その中でこうした課題もいくつかあると思

○議長(宮城弘子)

岸本久博事業課長。

○事業課長(岸本久博)

ただいまの質問にお答えいたします。

保健事業実施計画に基づいて、今後歯科検診並びに糖尿病性腎症重症化予防等の事業に取り組んでいく所存でございます。以上でございます。

○議長(宮城弘子)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

今後取り組んでいくということでしたので、どのようにということをもう少し細かく言っただければと思

いと思

を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(宮城弘子)

これをもって、前田千尋議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

○議長(宮城弘子)

それでは日程第13、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申し出のとおり、閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出たとおり、閉会中、継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

○議長(宮城弘子)

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が可決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○議長(宮城弘子)

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

○議長(宮城弘子)

これで平成27年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(午後2時04分 閉会)

~~~~~

上記のとおり会議録を調製し、署名する。

平成27年(2015年)2月13日

議 長 宮 城 弘 子

署名議員 大 石 行 英

署名議員 垣 花 健 志